

韓国住宅金融市場とカバードボンド

築田優（和歌山大学）

2013年2月5日、韓国でカバードボンド法制案が国会に提出された。同法案は現時点（2013年4月下旬）ではまだ採決は行われていないようであるが、ただしその経緯からみれば、早ければ本年上半期中にも国会での採決を経て成立し、同法案附則事項にしたがい公布日から6ヶ月後の本年下半期にも施行されることになる。そして、韓国の法定カバードボンド第1号が、早ければ本年中にも発行されるものと思われる（カバードボンドに限った法律にもとづくものとしてはアジアでも初とみられる）。

ところで、カバードボンドとはもともとヨーロッパでおもに発行されていた債券で、アメリカを含めヨーロッパ周辺諸国以外では近年まで馴染みの薄いものであったと言える。しかし、今次金融危機の影響で住宅ローン担保証券（MBS）をはじめとする証券化商品市場が低迷・縮小すると、それに代わるように、金融危機下でも市場が比較的安定していたカバードボンドへの注目が高まった。そしてヨーロッパ域外でも発行額および発行国が増加し、またこれへの投資家が増加した。このような流れのなかに、順調にいけば今年から韓国もくわることとなりそうだ。

韓国でカバードボンド法整備が進められた背景には、増大する家計債務問題がある。その家計債務残高のうち、約40%は住宅ローンである。ところで韓国住宅金融は他国と比較すると独特なシステムであり、不安定化しやすい構造になっていると考えられる。したがって、住宅ローン問題の解決策の一環、もっと言えば住宅ローン貸出を行う金融機関の資金調達手段拡大策の一環として、カバードボンド法制の導入と近い将来の発行が計画されたとみることできる。

そこで本報告では、韓国家計債務問題の概要を眺めた後、韓国住宅金融にまつわる問題点、そして韓国カバードボンド法制の導入経緯からその内容まで、広く検討していきたい。